令和３年１０月８日

大阪狭山市立第三中学校
ＰＴＡ会員の皆様

大阪狭山市立第三中学校
ＰＴＡ会長　池田　憲司
校　長　　槇野　俊之

ＰＴＡ会則（常置委員会・特別委員会に関する細則）の改正について

仲秋の候、ＰＴＡ会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校ＰＴＡ活動にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、先日よりＰＴＡ会則内の「常置委員会・特別委員会に関する細則」についてのご提案があり、運営委員会にて協議した結果、細則第１２条にもとづき、下記のように改正いたしました。この度は書面にてご報告いたします。ご確認よろしくお願いいたします。

改正点①
生徒数減少による地区家庭数の偏りもあり、現在の社会状況も鑑みて、常置委員会における研修・広報・地区の各委員会をしばらく活動休止とする。令和４年度より選出を行わないことで、ＰＴＡ会員の負担軽減も図る。そのため下記細則のうち、第３条１項、２項、４項、第５条、第７条、第１０条に「現在は活動を休止している」と追記する。今後、必要に応じて活動を再開する。

改正点②
この改正は令和３年９月３０日より施行する。

確認事項①
今年度（令和３年度）もしくは過去において、前述の各常置委員を担った方は、これまでの免除規定をそのまま適用し、学級委員への選出を免除する。ただし、再選を妨げない。

参考資料

常置委員会・特別委員会に関する細則　改正案

第　１　条　　本会の目的を達成するのに必要な事項を研究立案し、活動を行うために下記の委員会を設ける。
第　２　条　　各委員会の委員長、副委員長ならびに委員は、会長が委嘱する。

第　３　条　　常置委員会の種類とその任務はつぎのとおりとする。

１．研修委員会　会員の研修に関する計画を立てて実践するとともに社会教育・健康教育及び人権教育の振興に協力し、家庭教育の改善の工夫に努める。**現在は活動を休止している。**

２．広報委員会　本会の事業、会員の教養、学校の教育、ＰＴＡ連絡協議会や研修会等の情報の収集を行い、会報を発行する。**現在は活動を休止している。**

３．学級委員会　学年及び学級の教職員と、会員や家庭との連絡を緊密にし、学校教育の向上のために協力する。

４．地区委員会　各地区の会員相互の連絡・親睦・研修等の計画を立て、その実践に努める。また学校と緊密な連絡をとって、校外における生徒の健全な生活の指導と安全確保に協力する。**現在は活動を休止している。**

５．図書委員会　本校図書室の運営協力を中心に、本校図書教育活動に協力する。現在、図書館司書が常駐しているので活動を休止している。

第　４　条　　本会の目的を達成するために、緊急に事業または行事を行わなければならない場合、特別委員会を設けることができる。特別委員会は、会長が運営委員会の承認を得て設け、その任務が終了したときに解散する。

第　５　条　　地区委員・常置委員は各地区から１名ずつ選出し、教職員より２名を選出する。
現在は活動を休止している。

第　６　条　　学級委員会の委員は各学級の会員より２名ずつ選出し、教職員より３名選出する。

第　７　条　　地区委員会・学級委員会を除く常置委員会は委員長・副委員長を各１名ずつ選出する。教職員は委員長・副委員長にはなれない。**現在は活動を休止している。**

第　８　条　　学級委員会は各学年の委員の中から委員長・副委員長を各１名ずつ選出する。

第　９　条　　学級委員は、各学年に学年委員会を組織することができる。各学年委員会の学年代表には、その学年の学級委員長があたる。各学年代表は、会長の承認を得て、学年委員会を招集することができる。

第　10　条　　地区委員会は、次の各地区の会員より選出された地区委員をもって構成し、各地区を２区域に分け、各区域の地区委員より副委員長１名を互選する。委員長は副委員長の中より選出し、教職委員より１名選出する。**現在は活動を休止している。**

第　11　条　　過去にいずれかの委員を行った方の再選は「(別表）本部役員・常置委員の任期終了以降の選出免除」に則って選出する。ただし、この免除制度はやむを得ない場合の再選を妨げるものではないこととする。

第　12　条　　この細則は、運営委員会において出席者の３分の２以上の賛成があれば改正することができる。ただし、その結果を総会に報告しなければならない。

付　則　この細則は、昭和５６年６月３日より施行する。細則一部改正　昭和６３年１月２３日
細則一部改正　平成　７年３月　４日
細則一部改正　平成１２年３月　３日
細則一部改正　平成１６年３月１３日
細則一部改正　平成１７年３月　５日
細則一部改正　平成２２年５月　７日
細則一部改正　平成２７年５月　８日
細則一部改正　令和　２年５月　８日
細則一部改正　令和　３年９月３０日